

条件付き一般競争入札 発注情報（建設工事）

発注番号	5-市建42	
公告日（公表日）	令和5年9月6日（水）	
発注担当室	名張市都市整備部 維持管理室	
建設工事の種類	土木一式工事	
番 号	令和4年度繰越（道路メンテ）第2号	
件 名	市道鹿高8号線（猪尻橋）橋梁補修工事	
場 所	名張市 赤目町丈六 地内	
履行期限	令和6年1月31日まで	
概 要 ※詳しくは、仕様書等を参照すること。	橋梁補修 N=1橋 断面補修工 V=0.1m ³ 、コンクリート補修工 V=0.06m ³ 遊間補修工（橋台・橋脚）L=11.4m、仮設工 N=1式	
入札参加資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に公告日から開札日までの期間該当しないこと。 ・公告日現在、「名張市入札参加資格者名簿」に登録されている者で、かつ、名張市が求める建設業の許可業種に参加希望業種に登録している者。 ・公告日現在、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。 ・「名張市建設工事等資格停止措置要領」に基づく資格停止措置を公告日から開札日までの期間受けていないこと。 ・この発注案件は、電子閲覧であるため、別添の仕様書を閲覧すること。 ・公告日の前日から引き続き、名張市内に本店を置く者で、建設業法第3条に規定する「土木工事業」に係る建設業の許可を受けている者であり、「土木工事業」について、名張市の定める格付の区分が（3）のランクである者。 	
工事費内訳書	別添の工事費内訳書を入札書に同封すること。 ※「郵便入札の封筒記載要領」に準じた角2号（240mm×332mm）の封筒を使用することができるものとする。	
入札保証金	免除	
契約保証	<input checked="" type="checkbox"/> 免除 ・ <input type="checkbox"/> 必要（契約金額の10/100以上）※契約金額（税込）が500万円以上の場合に限る。	
予定価格（税抜）	4,383,000 円 ※ 予定価格と設計金額は同額です。	
最低制限価格の設定	有 ※算定式による（上限なし） 算定に適用する工事区分：①一般土木工事	
前払金	<input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有 ※契約金額（税込）が500万円以上の場合に限る	
部分払	<input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有 ※契約金額（税込）が500万円以上の場合に限る	
質問受付方法	質問書（契約管財室のホームページ掲載様式）により、契約管財室あてにFAX（0595-62-0778）で送付すること。	
質問受付期限	令和5年9月12日（火）午後5時まで	
質問回答方法・回答日	契約管財室ホームページ「お知らせ」で令和5年9月14日（木）午後5時頃までに公表	
入札参加申請書の受付期限	令和5年9月15日（金）正午まで【契約管財室へ持参又はFAX（0595-62-0778）】 FAXにより参加申請した場合は、受信確認を契約管財室（TEL 0595-63-7335）までお願いします。	
入札参加無資格者の連絡	令和5年9月20日（水）午後5時までに電話で連絡する。 ※電話連絡の無い場合は、入札参加資格があるものとする。	
入札書到着期限	令和5年9月25日（月） ※名張市郵便入札に係る封筒の記載要領（契約管財室のホームページ掲載）に基づき「一般書留」・「簡易書留」・「特定記録郵便」のいずれかの方法により名張郵便局留で郵送すること。	
入札参加者及び立会人の公表	令和5年9月27日（水）午後3時頃までに契約管財室のホームページ及び契約管財室で公表 ※立会人に選ばれた場合に、立会できないときは、令和5年9月27日（水）午後5時15分までに「立会人辞退届出書」を提出すること。【契約管財室へ持参又はFAX（0595-62-0778）。FAXにより提出したときは受信確認を契約管財室（TEL 0595-63-7335）までお願いします。】 ※期限までに辞退届出書の提出がなく、立会いしなかった場合は、入札を無効とする。	
開札日時	令和5年9月28日（木） 午前10時25分	
開札場所	名張市役所4階 402会議室	

※留意事項：上記のほか、「名張市契約規則」、「条件付き一般競争入札運用基準」に基づくものとする。